有症者への対応について（宿泊用）

利用団体が作成している対応マニュアルがあれば、そちらも確認し、施設・利用団体のそれぞれの対応の仕方について、互いに確認しておく必要もある。

奈良県の相談窓口
・帰国者・接触者相談センター　電話　0742-27-1132　24時間（平日、土日祝）
当地域管轄の保健所
・奈良県中和保健所　　電話　0744-48-3037　8時30分～17時15分（平日）

令和2年7月8日　　国立曽爾青少年自然の家

職員

対応

所長・次長へ第一報を連絡

- 引率者に「傷病記録」への記入を依頼
- 有症者の行動履歴の聞き取り
- 一時待機の場所の指示（補足参照）
- 有症者の帰宅・病院受診・受信した場合は、結果の連絡を依頼

※「傷病記録」の裏面に館内見取り図を印刷

所長・次長へ詳細を報告 職員間でも情報共有

情報整理

- 聞き取りした内容をまとめ、所内で共有
- 機構本部へ報告

（必要に応じて、保健所等へ相談）

※対応した職員の記録も忘れずに

消毒

※団体の退所後

- 活動場所や行動範囲の消毒の実施

※消毒対応の職員、消毒場所の記録も忘れずに

受入の継続・休止の判断

緊急連絡会議の開催

- 今後の利用団体への対応を協議
- 有症者の人数や状況も考慮

利用受入れ継続

利用受入れ休止

休止継続

保健所等からの連絡

- 今後の対応を保健所等に相談
- 同日程で利用した団体の引率者に連絡

※休止・再開の判断は保健所と相談しながら決める

一定期間をおいて利用再開

有症者（患者）・該当団体

※新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合

体調不良等の申し出がある

一時待機

- 有症者は宿泊室で待機、同室者は別室へ

有症者の帰宅

- 引率者から保護者等へ連絡し、帰宅

有症者以外の利用継続の判断

退所

- 利用継続を引率者と職員で協議
- 原則、速やかに全員退所

退所後

病院受診

症状をかかりつけ医等に相談
必要に応じて病院受診

受診の必要なし

陰性

陽性

保健所等との連絡・相談

※陽性の場合は、保健所等から直接自然の家に連絡が入る

同日程で利用の団体

※有症者と同日・同時間帯に当施設を利用していた団体

情報共有①

- 体調不良者が出たことを伝える
- 使用した活動場所や行動範囲の聞き取り
- 利用者の健康チェックの依頼

※ あくまでも冷静に、落ち着いて伝えるように！
まだ、感染したと決まったわけではありません

利用継続の判断

- 利用継続を引率者と職員が協議
- 有症者の受診結果が陽性の場合は、連絡する旨を伝える
- 消毒が済むまで、有症者等が利用した場所の利用は避けてもらうよう依頼
- 必要に応じて、電話番号等を保健所に伝えることについての了承確認

退所後

情報共有②

有症者の受診結果が陽性の場合

- 保健所等からの指示などを伝える

※陽性の場合は、保健所等から直接団体に連絡が入ることもある